

奈良県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、薑土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	岩本 和夫	葛城市薑一七六一二
〃	高木 正年	〃 七四一二
〃	安川 孝	〃 三一
〃	安川 進	〃 八八
〃	楠 修保	〃 一四一一
〃	高木 清	〃 五五
監事	森田 恭文	〃 一五〇
〃	宅 康次	〃 六〇一二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	岩本 和夫	葛城市薑一七六一二
〃	高木 正年	〃 七四一二
〃	安川 孝	〃 三一
〃	安川 進	〃 八八
〃	楠 修保	〃 一四一一
〃	森田 恭文	〃 一五〇
監事	高木 清隆	〃 五五
〃	谷原 一安	〃 一〇二